

1996年10月1日

北海道知事 堀 達也 様



**大雪山国立公園内士幌高原道路に関する「法面補修工事」
に対する抗議書ならびに同工事を中止することの要望書**

大雪山国立公園特別地域内（河東郡鹿追町）の士幌高原道路新トンネル坑口予定地（鹿追側）付近の、道道鹿追糠平線旧道部分の「法面補修工事」を、北海道知事が自然公園法の委任事項として許可し、帯広土木現業所が工事に着手したことが、最近、明らかになりました。しかし、この法面補修工事には重大な疑義があります。

すなわちこの部分は、昨年5月の環境庁自然環境保全審議会で、士幌高原道路のトンネルが自然環境に与える影響が懸念されるため、「なお慎重な調査検討が必要」と答申された「調査地点」に該当し、またナキウサギの生息も確認されています。然別湖周辺のナキウサギ生息地は知事が1989年に策定した「北海道自然環境保全指針」によれば、「当該自然とその環境がそのままの状態を維持できるように、周辺を含めて厳正な保全を図る」べきものです。しかもこの部分は通過交通のきわめて少ない旧道の法面で、補修の緊急性が乏しいところです。

それにもかかわらず「慎重な調査検討」が完了するに先立って「法面補修工事」を進めるのは、当該法面付近のナキウサギ生息環境などを補修工事であらかじめ攪乱し、トンネル工事はナキウサギの生息地などに影響を与える恐れがない、という結論を誘導する意図があると見なさざるを得ないもので、慎重さを欠いた、きわめて遺憾な行為であります。

よって、このことを厳重に抗議するとともに、当該工事をただちに中止するよう要望いたします。



1996年10月1日

北海道知事 堀 達也 様

(社) 北海道自然保護協会

会長 俵 浩三

大雪山国立公園内土幌高原道路に関する「法面補修工事」

に対する抗議書ならびに同工事を中止することの要望書

大雪山国立公園特別地域内（河東郡鹿追町）の土幌高原道路新トンネル坑口予定地（鹿追側）付近の、道道鹿追線平線旧道部分の「法面補修工事」を、北海道知事が自然公園法の委任事項として許可し、帯広土木現業所が工事に着手したことが、最近、明らかになりました。しかし、この法面補修工事には重大な疑義があります。

すなわちこの部分は、昨年5月の環境庁自然環境保全審議会で、土幌高原道路のトンネルが自然環境に与える影響が懸念されるため、「なお慎重な調査検討が必要」と答申された「調査地点」に該当し、またナキウサギの生息も確認されています。然別湖周辺のナキウサギ生息地は知事が1989年に策定した「北海道自然環境保全指針」によれば、「当該自然とその環境がそのままの状態で維持できるように、周辺を含めて厳正な保全を図る」べきものです。しかもこの部分は通過交通のきわめて少ない旧道の法面で、補修の緊急性が乏しいところです。

それにもかかわらず「慎重な調査検討」が完了するに先立って「法面補修工事」を進めるのは、当該法面付近のナキウサギ生息環境などを補修工事であらかじめ攪乱し、トンネル工事はナキウサギの生息地などに影響を与える恐れがない、という結論を誘導する意図があると見なさざるを得ないもので、慎重さを欠いた、きわめて遺憾な行為であります。

よって、このことを嚴重に抗議するとともに、当該工事をただちに中止するよう要望いたします。

1996年10月1日

環境庁長官 岩垂 寿喜男 様



**大雪山国立公園内士幌高原道路に関する「法面補修工事」
に対する抗議書ならびに同工事を中止することの要望書**

このことについて別紙写しのとおり、北海道知事に対して抗議と要望を行いました。
つきましては環境庁長官としても、上記の趣旨に沿って北海道知事を厳重に指導するよ
う要望いたします。

